

富山県における特定非営利活動法人の事業報告書等提出および公開 に関する状況調査

～ホームページでの情報公開による影響の考察～

The Survey of Submit and View to the public about nonprofit corporations Activities Reports in Toyama
～ Consideration about the impact of views on the home page ~

谷口 新一

TANIGUCHI Shinichi

問題と目的

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が平成10年12月1日に施行され、平成23年10月末現在、日本国内では4万3829の特定非営利活動法人（以下「NPO法人という。」）が累計で認証されている（※資料1）。

平成23年6月15日には、NPO法の大幅な改正法（平成24年4月1日施行）が成立している。活動分野に「観光の振興を図る活動」「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」「都道府県・政令市の条例で定める活動」の3分野が追加されるとともに、内閣府での認証事務をなくし、主たる事務所の都道府県・政令市に移管するという改正内容となっているが、認定NPO法人制度をNPO法本体に盛り込み、認定機関を国税庁から都道府県・政令市へ移管するとしたことも大きな変更点である。認定NPO法人となるためには、これまで国税庁による厳しいパブリックサポートテスト（PST）が課されてきたが、改正NPO法では、PSTに絶対値基準（年3000円以上の寄付者の数が年平均100人以上であること）が導入されるなど、大幅な要件緩和が実施されることとなった。さらには仮認定制度が設けられるなど、認定NPO法人に一時期ではあれ、市民の共感を得られない“悪い？”NPO法人も認定NPO法人となれる可能性があるなど、モラルハザードさえもが危惧されるほどの大きな法改正があった。

また、平成23年6月22日には認定NPO法人に対するいわゆる新寄付税制が成立しており、個人が認定NPO法人に寄付する際、従来制度である所得の寄付金控除に加え、所得税については40%という大幅な税額控除制度が新設導入されるなど、100%ではないにしても、新しい公共を担うパートナーとして認定NPO法人が社会制度として位置づけられることになったということでもあろう。

NPOが行う行政の価値観に左右されない多角的で自由な活動を担保する「社会的な装置」として、これまでNPO法が果たしてきた役割は大きいものと考えているが、税制上の優遇を受けてきた認定NPO法人が平成23年12月1日現在で240法人に過ぎないということも事実である。これまで認定NPO法人数が少なかった背景には様々な原因が指摘されている。認定する国税庁

側のモラルハザードを避けたいという合理的な意図もあるであろうが、NPO法人側が情報公開を積極的に行っておらず、市民監視による公益性が担保されない状態であったことも大きな要因である。NPO法人も認定NPO法人も、法的小よび法制度として、情報公開が重要であり、「市民評価」によって法人制度自体が担保されている。これは平成10年のNPO法施行当初から一貫して重要視されてきている事項である。平成23年6月に成立した改正NPO法においても、認定NPO法人制度がNPO法に組み込まれたことにより、情報公開による市民監視はより重要度を増してきている状況である。情報公開とNPO法は今回の改正によりさらにその関係性を深めることとなっている。

さて、それでは、富山県のNPO法人の情報公開はどのような状況にあるのであろうか。

富山県内に主たる住所のあるNPO法人のうち、富山県が所轄庁となっているNPO法人の事業報告書提出状況については、富山国際大学地域学部紀要第8巻（17ページ、2008年3月）や富山国際大学現代社会学部紀要第2巻（197ページ、2010年3月）において、調査結果を報告している。平成20年度における富山県認証NPO法人の法律に定められた正規の期間に事業報告書を提出している法人数の割合は60%弱に止まっており、さらに未提出や1年以上遅れて提出されている法人数が10%を超えているなど、到底市民や県民が納得できるような状況ではなかった。情報公開により「市民評価」を行う前提自体が揺らいでいる状況であった。

NPO法の大きな特徴は、市民が行う自由な社会貢献活動（NPO法第1条目的）を保障するために、行政による関与を最小限としていることである。この法律の趣旨は極めて大きな意味を持つと考えているが、一方で、NPO法人側が自律的な動きができず、事業報告書さえも提出できないようでは、法律によって与えられた「自由」を自ら放棄するような行為でもある。責任を果たしているNPO法人が責任を果たさないNPO法人の存在によりNPO法自体が揺らげば、モラルハザードであり、市民が行う自由な社会貢献活動という社会的な法的基盤を市民自らが失うことにもなりかねない。

NPO法は都道府県への団体委任事務であり、自治事務である。すなわち、各都道府県がその法令に対し法律の趣旨に反しない範囲で主体的運営に取り組める環境にある。富山県では、平成19年度より、「事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に対する対応について」（富山県・男女第14号、平成19年2月28日付）という公文書（※資料2）が、各NPO法人代表者宛に送付されている。この文書では、事業報告書等の提出がなかった場合の県としての対応について、“個別にNPO法人代表に知らせてある”という意味を持つ公文書である。つまり、事業報告書の提出義務を知らなかったという言い訳を避けるという、行政側の監督に至る前段階、その中でも最初の対応という位置づけの意味を持つ。また、文書を通知した以降の対応については、NPO法人認証時に同様の文書を渡すことですべてのNPO法人を網羅している。この文書の効果の検証については、前述富山国際大学現代社会学部紀要第2巻において分析を行っている。

今回の調査の主目的は、平成23年2月28日にオープンした「富山県認証のNPO法人一覧・事業報告書等閲覧サイト」ホームページの効果検証を行うことである。他の都道府県、例えば三重県では、NPO法の設立当初から三重県のホームページ上で所轄するNPO法人の事業報告書等の提出状況ならびに提出された書類をPDF化して、三重県が行う自治事務としての情報公開という位置づけで公開してきた。富山県では、平成23年2月までホームページ上での公開をして

こなかった。私は市民評価というNPO法の法的フレームを社会全体で支えるために、情報公開は積極的に行うべきであると考えているが、平成23年2月28日以降、ホームページ上で公開されることで、富山県内のNPO法人の“規律”ともいえる、事業報告書等提出に対する実態がどのように変化したのかを検証しておきたい。

調査方法等

(1) 事業報告書等の提出日と決算月

調査場所：富山県生活環境部男女参画・ボランティア課

調査日：平成23年11月24日（公文書開示日時）

調査対象：富山県が認証した全NPO法人の平成21年度と平成22年度の事業報告書等

調査手法：富山県公文書開示請求による調査。事業報告書等が富山県に提出された日は閲覧対象ではないことから、富山県情報公開条例に基づく開示請求を平成23年11月1日に行い、平成23年11月15日に法人印及び代表者印の印影、チャック担当者名以外についての部分開示決定を受けて、事業報告書等の提出日（県庁での受理日）を調査。また、提出された事業報告書からその法人の決算月を推察した。より正確なデータとしては、法人登記年月日の情報が必要であるが、富山県として体系的に情報整理されていないことなら、今回は認証日を法人登記日とみなすこととした。

(2) 富山県ホームページへの掲載の承認可否

富山県「富山県認証のNPO法人一覧・事業報告書等閲覧サイト」

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1712/etsuran/>（※資料3）

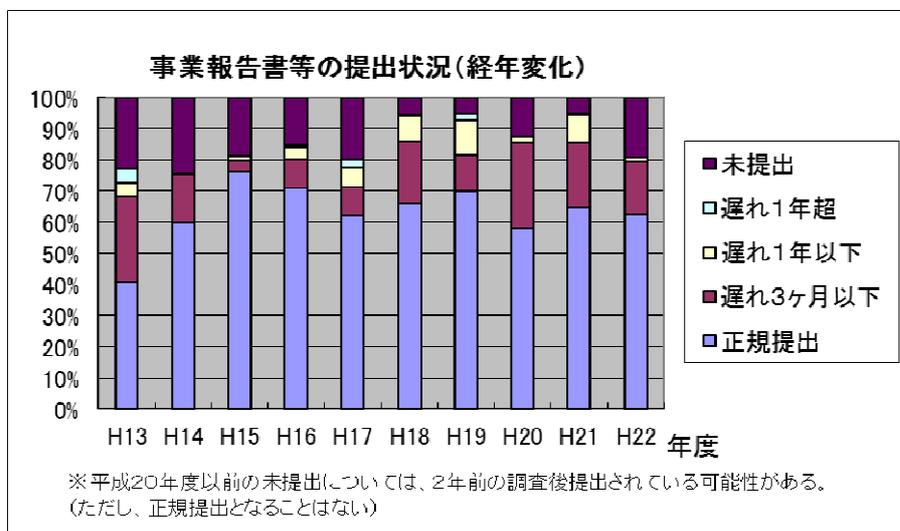
平成23年2月28日時点（上記サイトの開設当初の情報）

事業報告書等の提出状況と考察

1、事業報告書等の提出状況（経年変化・時系列変化）

正規に提出している法人（決算月より3ヶ月以内に提出している法人）は、図1のとおり、近年60%前後である。また、未提出の法人が10%～20%も存在している。

図1



※富山県の第1号NPO法人認証は平成11年5月であるが、提出チェックシートが作成スタートしたのが平成13年度分からである。また、平成22年度分については、未提出の割合が大きくなっているが、他の年度と整合性をとるとするならば、今後の経過により「遅れ1年超」などに移行する可能性がある。

事業報告書等の未提出の累積についての処分については、NPO法で想定されてはいるものの、未提出や提出の遅れがないことが理想である。未提出などの第一義的な責任はNPO法人にあるが、NPO法が想定する自律性については、市民・県民も間接的な役割を求められていると考える。また、直接的には、所轄庁は許認可や管理というような立場であっては行けないが、NPO法が求める環境づくりに大きな役割を果たす必要がある。私はその大きな役割のひとつとして、各NPO法人の事業報告書等に対する市民・県民からのアクセスをいかに容易にしているかということが重要であると考えている。このような観点では、平成23年2月28日の「富山県認証のNPO法人一覧・事業報告書等閲覧サイト」開設により、インターネット上で閲覧することができるようになったことは大きな一歩である。費用対効果は常に考えておくべき重要な事項である。ただ、前例主義の行政にとって、新規の事業は労力を費やすことである。また、NPO法人の情報公開については、これこそ行政が税金を使ってでも行うべき本来業務であると考えている。事業報告書等の提出状況に効果がないからといって否定されるものでもないが、ホームページ上での公開を応援する立場から、事業報告書等閲覧サイトの効果検証を行ってみたい。

2、事業報告書等閲覧サイト（ホームページ）の効果検証

平成23年2月28日より、富山県では「富山県認証のNPO法人一覧・事業報告書等閲覧サイト」の運用をスタートしている。

富山県では、これ以前に、平成19年2月28日付で「事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に対する対応について」という通達を各法人に送付している。また、その後認証される法人については、認証時に同様の通達をしている。この効果については、平成22年3月に発行された富山国際大学現代社会学部紀要第2巻において拙者が検証を試みている。

平成23年2月よりスタートした富山県「事業報告書等閲覧サイト」の趣旨については、富山県のホームページに次のように記載されている。

特定非営利活動促進法では、「NPO法人は自らの情報をできるかぎり公開することで、市民の方々に各NPO法人の良し悪しを評価してもらうべき」との考えにより、法人の情報公開の規定が置かれています。富山県では、法の趣旨を尊重し、法人情報を積極的に公開することで、県民の法人制度及び法人への理解促進を図るため、同意をいただいたNPO法人の定款、事業報告書の一部を公開しています。

富山県が意図することは上記記載のとおりであり、直接的に事業報告書の提出率を高めることを目的としたものではないと素直に受け止めているが、間接的であれ、事業報告書の提出率が高まることはNPO法人制度の発展にとっても重要なことであり、事業報告書等の閲覧サイト自体は私もNPO法の発足以来富山県に希望していたことであり、県民にとってもNPO法人制度にとっても好ましいことであると評価したい。

しかしながら、富山県のスタンスは、あくまでも“同意をいただいたNPO法人”を対象に定款や

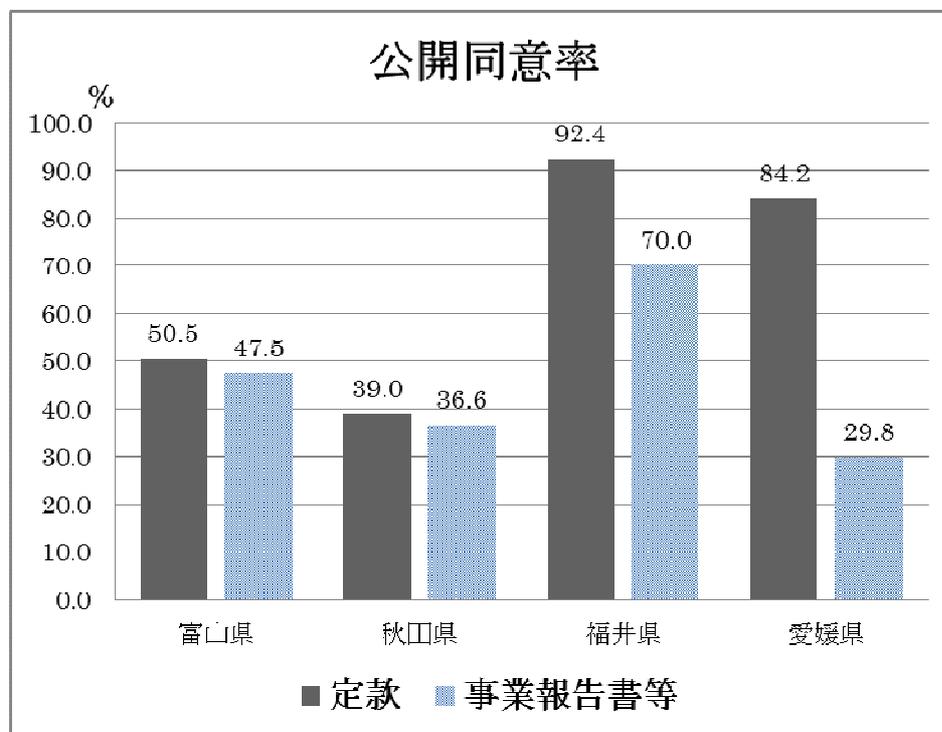
事業報告書等を公開するものである。他の都道府県では、提出された事業報告書等を粛々とホームページで公開しているところもある。私は認証所轄庁として、粛々と行政の価値観を伴わずに公開していくのが法の趣旨にも合致しており、国民の社会的な厚生も高まるのではないかと考えているが、富山県と同じスタンスで公開している県もあるので、比較してみたい。

他県との比較

富山県の閲覧サイトの効果検証の前に、富山県と同様のスタンスで事業報告書等をホームページにおいて公開している他の3県との状況を比較してみたい。

以下のグラフは、富山県と同様、同意したNPO法人のみを対象に公開している秋田県、福井県、愛媛県について、公開同意率についての比較グラフである。左が定款、右が事業報告書等についての公開同意率である。

図2 定款および事業報告書等についての公開同意率



※10月12日現在の各県ホームページでの公開情報を基に集計。秋田県の事業報告書の公開については、一部のみ公開しているものも公開とした。率計算の分母となる各県の法人数には認証取り消しや解散などの法人数も含まれている。認証から間もないなど、公開すべき事業報告書自体が存在しないという法人もあることが予想されるが、決算日などを参照考慮した厳密なデータ集計を行ってはおらず、10月12日現在の公開同意法人数/認証法人数というなおおよその傾向を見るという目的で集計した結果である。

富山県の定款および事業報告書等の公開同意率は、それぞれ50.5%、47.5%となっており、どちらの公開同意率も半数程度となっている。秋田県はどちらも富山県よりも低く、福井県はどちらも富山県よりも高くなっている。愛媛県については、定款の公開同意率は富山県よりも高いが事業報告書等の公開同意率は富山県よりも低く、調査集計した4県中最低となっている。

また、4県とも、事業報告書等の公開同意率の方が定款の公開同意率よりも低くなっており、愛媛県については54.4ポイントもの差がある。

各県の公開同意率に差があるのはなぜだろうか。

秋田県は、公開同意するものを以下の7種類の提出文書に分けて、NPO法人が公開に同意しやすく、かつ一部でも県民に情報が伝わるようにと、NPO法人および法の趣旨の両方に配慮した運用をしている。

1. 定款 2. 事業報告書 3. 財産目録 4. 貸借対照表 5. 収支計算書 6. 役員名簿 7. 社員名簿

しかしながら、結果としては、公開同意率の向上に寄与しておらず、またその結果として県民がNPO法人の情報に接するチャンスも少なくなっている。

愛媛県の事業報告書等の公開同意率は定款の公開同意率よりもかなり低くなっているが、前年度の事業報告書等の公開同意率は定款の公開同意率と同程度となっている。このことは、事業報告書等の公開同意率は定款の公開同意率よりも低くなる傾向があるにせよ、本来、大きな差が生まれないことを意味している。愛媛県の事業報告書等の公開同意率が低いのは、事務作業の何らかの遅れが原因となっていることが予想される。愛媛県では、公開に“同意しない”と積極的に意思表示した事実もホームページで公開している。“同意しない”と積極的に意思表示した法人の率は6.2%であり、他県でも同様の率であることが推察される。愛媛県以外の他の3県では、ホームページで公開されていない理由が、事業報告書等を提出はしているが積極的に公開“同意していない”のか、単に事実として事業報告書等を提出していないのか、不明である。富山県の公開同意率は50%前後であるが、積極的に“同意していない”法人率を愛媛県同様10%程度とした場合、残りの40%は同意についての意思表示をしないままの状態では放置されているとも考えられる。また、各県のホームページからは正確な運用基準が不明であるが、例えば、各法人から同意を得るのは毎年なのか、それとも一度同意すれば申し出がない限り同意が継続されているとみなすのか、などなど実際の運用面は各県でばらつきがあるのが現状であろう。

表面的な事実を公開していくことは重要なスタンスではあるが、一方では、その事実に至った理由を推し測れるよう、なるべく多くの情報を付加して情報提供することも重要である。“同意しない”など、NPO法人側の明確なメッセージがあるのなら、その情報も提供してほしい。

各県で公開同意率に差が生じているのは、各県NPO法人の独特な意思や運用上の制度的なしくみが反映されているというより、各県が公開と同意のバランスをどう考えているか、各県の担当者が事業報告書等の提出率向上という間接的な効果をどれくらい想定しているのか、各NPO法人に対してどのように接しているか、といったある意味行政の裁量的な部分が各県比較での数値の差となっていることが推察される。

この点だけにおいていえば、NPO法が是とする“行政の裁量を極力なくす”ということと矛盾するほどの大きな問題ではない。しかし、そもそもNPO法人の“同意”ということがそれほど重要なことか、NPO法人を認証する各県所轄庁は再検討してみるべきであろう。

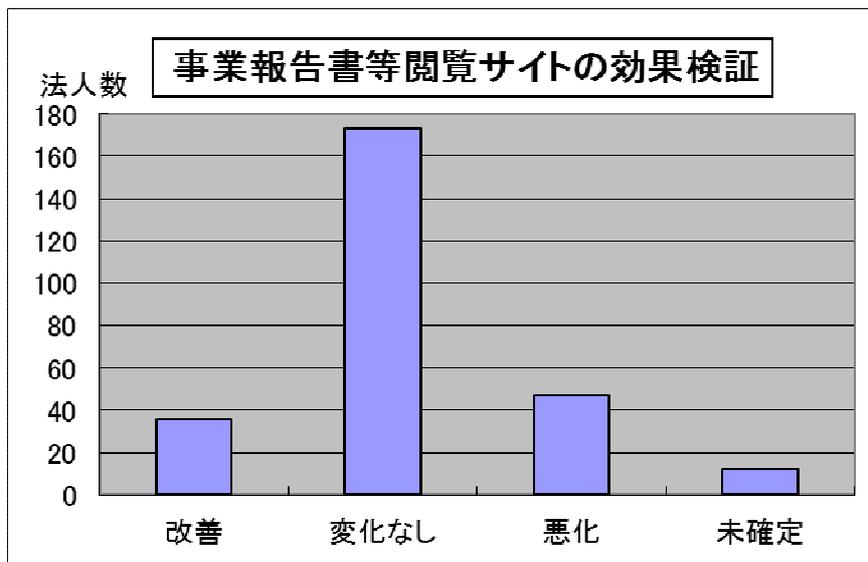
つまり、三重県がNPO法の施行当初より実施しているように、提出された事業報告書等を粛々と何の価値観も入れずにホームページで公開していく、というスタンスがNPO法の趣旨にも合致し、もっとも効率的で社会的コストが低く、もっとも公益的メリットが大きい方法ではないかと考える。富山県はじめ他県でも三重県と同様の動きとなることを期待したい。

3、富山県「事業報告書等閲覧サイト」の提出状況に対する効果検証

ここでは、富山県「事業報告書等閲覧サイト」の提出状況に対する効果検証をしてみたい。

図3は、ホームページの開設前後、それぞれ1か年の提出状況を調査対象とし、効果の検証を試みたものである。調査対象268法人のうち、提出状況（正規提出率）が改善したのは36法人であり、変化がなかったのは173法人、提出状況が悪化したのは47法人、未確定（例えば決算月の関係により調査時点で正規提出期限が来ていない等）が12法人であった。正規提出率の向上という点から見れば、ホームページ開設効果が全体としては見受けられない。

図3



効果検証（ χ^2 分析）

ホームページの開設効果を明らかにするために、別の角度から検証してみたい。具体的には、ホームページ開設がなされる前後それぞれ1か年の提出状況等を、 χ^2 分析を用いて比較する。

表1は、正規提出か否かについての χ^2 分析である。 χ^2 値は0.419である。2×2の χ^2 分析における自由度1、有意水準95%の χ^2 値は3.841であるから、有意水準95%でもホームページ開設前後での差があるとは認められない。これは、前項で述べた結果と、比較対象データに違いがあるが、結果として相違は無い。つまり、正規提出か否かについては、ホームページ開設の効果は認められない。

表1

	H21	H22	合計
正規提出	177	176	353
提出遅れ・未提出	96	107	203
合計	273	283	556

カイ2乗値 0.419（自由度1、有意水準95% χ^2 値 3.841）

また、表2は、正規に提出されたそれぞれ177法人と176法人について、ホームページでの

公開承認・公開拒否別に χ^2 分析を行った結果である。 χ^2 値は0.069である。2×2の χ^2 分析における自由度1、有意水準95%の χ^2 値は3.841であるから、有意水準95%でもホームページ開設前後での差があるとは認められない。これは、公開承認や公開拒否がインセンティブとなって正規提出率に影響を与えているわけではないことが認められる。

表2

	H21	H22	合計
公開承認	97	94	191
公開拒否	80	82	162
合計	177	176	353

カイ2乗値 0.069 (自由度1、有意水準95% χ^2 値 3.841)

表3は、平成21年度と平成22年度の提出状況を比較できる256法人について、ホームページでの公開承認・公開拒否と提出状況の変化について χ^2 分析を行った結果である。 χ^2 値は2.882である。2×3の χ^2 分析における自由度2、有意水準95%の χ^2 値は5.991であるから、有意水準95%でもこれらに関係性があるとは認められない。むしろ、公開承認している法人のうち改善する法人数よりも悪化する法人数の方が多くなり、公開拒否をしている法人では改善法人と悪化法人が同数となっていることから、法人の自律性や規律性を維持することの難しさも拝察することができる。

表3

	公開承認	公開拒否	合計
改善	13	23	36
変化なし	89	84	173
悪化	24	23	47
合計	126	130	256

カイ2乗値 2.882 (自由度2、有意水準95% χ^2 値 5.991)

表4は、平成22年度に正規提出しているか否かを判断できる283法人について、ホームページでの公開承認・公開拒否と平成22年度の提出状況について χ^2 分析を行った結果である。 χ^2 値は6.075である。2×2の χ^2 分析における自由度1、有意水準95%の χ^2 値は3.841、有意水準99%の χ^2 値は6.635であるから、有意水準99%での関係性までは認められないものの、有意水準95%では十分な関係性が認められる。つまり、表3からは、ホームページでの公開承認が行動変化へのインセンティブとなっているということは認められなかったが、公開承認しているNPO法人の方が正規提出率は絶対的に高いということが認められる。

表4

	公開承認	公開拒否	合計
正規提出	94	82	176
提出遅れ・未提出	41	66	107
合計	135	148	283

カイ2乗値 6.075 (自由度1、有意水準95% χ^2 値 3.841, 99% χ^2 値 6.635)

4、未提出が累積しているNPO法人

直近の事業報告書等の未提出が2回以上累積している法人は表5のとおり6法人ある。その内3法人は、認証設立以来1回も事業報告書が提出されておらず活動実態を全く把握できない。また、NPO法第43条で規定されている認証取消要件に該当する3回以上累積している法人も3法人存在している。

表5

	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	認証年月日	決算月
111	コミュニティビジネスネットワーク	園 利宗	2005/3/7	3月
157	まいど家	高畑 博行	2006/4/5	3月
224	日本タッチウェルネス協会	乙津 馨	2008/2/25	3月
227	富山県ロシア人材交流友好協会	表嶋 宏昌	2008/3/25	8月
253	ブライツファーム	北川 浩美	2009/3/27	3月
272	北陸ACLS協会	小倉 憲一	2009/11/24	3月

※平成23年12月12日現在

富山県においては、2011/10/31 現在、認証取消となったNPO法人はない。事業報告書等の未提出が累積しているNPO法人に対しては、富山県としては、NPO法人としての最低限の責務を果たせないということからか、解散などの自主的な手続きを促しているようである。認証取消は、行政による不利益処分にあたり、行政手続法第15条による聴聞手続きなどを県側が行う必要があり、県として避ける傾向があるのであろう。また富山県として、何より公権力の行使を嫌う風土があり、表沙汰にせず、穏便に物事を進めようとする意図を感じる。穏便に物事を進めること自体については弊害もあろうが基本スタンスとしては理解できないことはない。ただ、もし事業報告書等の提出がないまま自発的に解散した場合、公権力の行使は避けられ、かつ行政としてはその後の対応をする責任要件が消滅するわけであるが、該当するNPO法人が法人として活動していた記録が残らないことになる。これでは、NPO法の大きな柱である“市民がNPO法人を評価する”という枠組み自体が崩れてしまう。平成23年6月のNPO法の改正により、内閣府での認証事務がなくなり、都道府県や政令市がその業務を担うなど、地方自治体の自治としての位置づけがより明確になった。事業報告書等を提出しないNPO法人側に悪質な故意が頻発しているとは思わないが、結果として外形として同じような状況になっている場合には、社会的な不利益も大きいので、富山県としても法律に定められた指導・監督を早急に実施する必要がある。

提案とまとめ

平成23年2月に富山県が開設したホームページ「事業報告書等閲覧サイト」における情報公開の効果について検証を試みた。

表3と表4からは、公開前後で事業報告書等の正規期限内での提出率が高まるという短期的な動的効果までは認められないものの、公開承認をしているNPO法人群の方が正規提出率が有意に高いという絶対値としての静的な効果は求められた。

富山県では、平成23年2月までホームページ上での公開をしてこなかった。これは、提出状況を隠すという意図はないにしても、NPO法人側への配慮を感じることができる。公平・公正な

環境の下での配慮は否定するものではないが、一方では、NPO法が定める事業報告書の閲覧場所として、富山県庁かもしくは各NPO法人の事務所へ市民県民が出向いて閲覧するという環境は、市民評価による法的なフレームをより確かに形成するには物足りない状況であった。

今回のホームページでの情報公開における県のスタンスが「承認」ということにもあるように、情報公開をすることが第1目的ではなく、NPOの活動を県民により広く認知するための環境づくりが第1目的である。富山県は、各NPO法人の情報公開を支援する立場であり、管理する立場としての位置づけではない。今後、富山県には、各NPO法人の自律性を高め、社会的な厚生を高めるため、間接的な支援として以下の2点を提案したい。

(1) 各NPO法人が情報公開について承認するか否かに関わらず、事業報告書等の内容をホームページで粛々と情報公開していくこと

富山県が公開承認したNPO法人に限るとはいえ、ホームページで公開することとしたことは大いに評価できる。ただ、社会的に優先されることは、公開承認か否かへの配慮よりも、各NPO法人の情報をより広く県民や国民が得ることができる環境づくりである。NPO法で定められている10名以上の社員名簿等については、住所という個人情報に記載されており、個人情報保護という別の社会的な意味から画一的に公開することを避ける都道府県も見られることには相当な合理性があると考え、各NPO法人が情報公開について承認するか否かに関わらず、NPO法で定められているできる限りの情報をホームページ上で公開するようにしてほしい。

(2) 提出日という「事実」をホームページ上で公開すること

岩手県(※資料4)では、一覧方式が採用されている。過去4ヵ年分のみであるが、事業報告書の提出有無、提出日が一覧でき、クリックすると事業報告書をPDFで閲覧できる。提出日については、NPO法による閲覧公開規定はないが、富山県でも、岩手県方式をぜひ採用してほしい。

今回の調査にもあったように、約60%のNPO法人は正規の期間内に事業報告書等を提出している。真面目な法人が不真面目な法人の被害に遭うことは公正で公平な社会づくりからも問題である。富山県には、NPO法の趣旨を踏まえつつ謙虚な姿勢は継続しつつも、より能動的な情報公開を早急を実施することを期待したい。今回の調査結果では、ホームページ公開後、事業報告書等の提出率が高まるという結果は得られなかった。ただ、県庁とNPO法人で個別に対応するよりも、情報公開という抑止力でNPO法人側に規律を求めることは行政の間接コストを抑える上でも重要な観点であるし、長期的には有効な手段になると考えられる。

富山県による能動的な情報公開が実施されるとしても、NPO法としての制度上、市民が主役となりNPO法人をチェックしていくことには変わりがない。市民も力をつけ、NPO法人も力をつけながら、NPO法が目指す多元的な市民社会が実現されていくことを今後も期待するとともに、私自身も微力ながらその発展のために今後も尽力していきたいと考えている。

謝辞

NPO法に定められている閲覧書類は市民の権利とはいえ、富山県庁にて多数の閲覧を行った。閲覧に際し、公平かつ柔軟に対応していただいた富山県生活環境部男女参画ボランティア課に心から感謝申し上げます。

【参考文献および参考ホームページ】

・熊代昭彦編著「新 日本のNPO法」ぎょうせい(2003)

※資料1 内閣府「NPOホームページ」

<http://www.npo-homepage.go.jp/>

※資料2 富山県「事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に対する対応について」

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/kj00004440-006-01.html

※資料3 富山県「富山県認証のNPO法人一覧・事業報告書等閲覧サイト」

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1712/etsuran/>

※資料4 岩手県「NPO法人一覧」

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0301/npo-info/ninsho/ninsyo.htm>

[http://www.pref.iwate.jp/~hp0301/npo-info/ninsho/sinsei-ninshodantaiichiran/ichiran-1\(1-50\).htm](http://www.pref.iwate.jp/~hp0301/npo-info/ninsho/sinsei-ninshodantaiichiran/ichiran-1(1-50).htm)